（職業能力開発促進法の一部改正）

第九十六条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の七を次のように改める。

第四十二条の七　削除

第四十二条の八第二項中「前三条」を「第四十二条の五及び第四十二条の六」に、「第四十二条の六」を「同条」に改める。

（地方道路公社法の一部改正）

第九十七条　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の七を削る。

第三十七条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第三十六条の六」を「前条」に改める。

（民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正）

第九十八条　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「申立人及び訴訟費用債務者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して」を「執行認許又は執行不認許の決定に対しては、申立人及び訴訟費用債務者に限り、」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二編」に改める。

（民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条　この法律の施行前にされた民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律第十一条の申立てに係る手続及びこの法律の施行前に申立てにより又は職権で開始された執行認許の手続については、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正）

第百条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第十一項中「一週間」を「二週間」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　この法律の施行前に申し立てられた前条の規定による改正前の預金保険法第八十七条第十二項に規定する代替許可に係る事件の手続については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第百二条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「別表第一の一三の項」の下に「及び一三の二の項」を加え、同条第六項中「別表第一の一四の項」の下に「及び一四の二の項」を加える。

第五条第一項中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第二十六条第二項」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十条第五項若しくは第二百八十六条第六項」に改め、同条第二項中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に改める。

第九条第三項第五号中「借地借家法第四十二条第一項において準用する非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条若しくは第三百三十六条第一項の規定による抗告の提起若しくは第三百三十七条第二項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第八項」を「前項」に、「第一編の規定」を「第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第九項とする。

第十条第三項中「及び第十項」を削る。

第十三条の二第二号を次のように改める。

二　訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める手続

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

別表第一の一三の項の次に次のように加える。

一三の二	借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更	変更後の申立てにつき一三の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額

別表第一の一四の項の次に次のように加える。

一四の二	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	変更後の申立てにつき一四の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額

別表第一の一五の項中「家事審判法第九条第一項甲類」を「家事事件手続法別表第一」に改め、「申立て」の下に「又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）」を加え、同表一五の二の項中「家事審判法第九条第一項乙類」を「家事事件手続法別表第二」に、「又は同法第十七条」を「若しくは同法第二百四十四条」に改め、「申立て」の下に「又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）」を加える。

別表第一の一六の項中

仲裁法第十二条第二項、第十八条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の他からの申立てその他の裁判所が開始する手続の申立て、基本となる第一項若しくは第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）	イ　仲裁法第十二条第二項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定により裁判を求める申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の他からの裁判所が開始する手続の申立てで、基本となる第一項若しくは第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により掲げる申立てを除く。） ロ　非訟事件手続法の三の項に掲げる参加の申立人として参加する場合に限る。）

を

に改める。

二項、第十六条第三項から第五項まで、第二十三条第一項の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の他からの裁判所が開始する手続の申立てで、基本となる第一項若しくは第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により掲げる申立てを除く。）

規定による参加（一の項に掲げる参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）